

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

令和二年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（四級基準点測量及び出来形確認測量）
- 二 測量の地域 奈良市西大寺南町地内ほか
- 三 測量の期間 令和二年十二月一日から令和三年三月三十一日まで